

基山町議会
議長 重松一徳様

総務文教常任委員会
委員長 末次 明

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査事項及び調査期日

- (1) 基山町消防団の現状と課題について (令和4年2月18日)
(基山町消防団一般団員との意見交換)

2 調査結果

基山町消防団は、コロナ禍にあっても町民の生命と財産を守るという重責を担っている。全国的なことであるが、基山町消防団も団員確保の難しさからくる課題に直面し、各部の活動にも支障を来している状況にある。

基山町議会としても、今すぐに取り組むべき事項として認識しており、令和3年2月には消防団長、各部部長等の幹部と意見交換を行った。

今回は、これからの消防団を担う一般団員との意見交換を行い、消防行政の取組に活かすべく所管事務調査を行った。

(1) 一般消防団員が認識している課題

- ア 新規団員の確保が難しくなっている。町や地域全体で取り組んでもらわないと団員だけでは限界を感じている。
イ 基山町消防団で決められた各部の定数が現状の担当区域人口とマッチしていない。また、部によっては担当区域に対象者がいない。
ウ 何歳まで消防団に在籍しなければいけないのか不安である。

(2) 一般消防団員の提案

- ア 現行の各部の定数を見直して欲しい。そして、団員確保に町が積極的に

関わって欲しい。

イ 消防団員の優遇制度の導入。消防団に入団するとメリットがあるということを確認にする。

ウ 出動報酬の支給方法の検討。

(3) 基山町議会総務文教常任委員会として

消防団員の声は「町民にもっと関心を持っていただくとともに、課題への取組には町が今以上に関与してもらいたい」という事であった。現状の町の認識は、町議会から見ると「基山町消防団には各部ごとに歴史と伝統があり、該当区域で部の編成や格納庫などの施設整備を主導すべきである。各部の意思を尊重し、町はあくまでも補助的な立場にある」と映っている。

消防組織法の規定には「市町村の区域内の消防の責任は市町村にある」「消防は条例に従い市町村長がこれを管理し、消防に要する費用は市町村がこれを負担する」と明確に責任の所在を示している。

自分たちの町は自分たちで守るという精神を消防団員に貫いていただくためにも、基山町消防団の地位向上を目指し、町主導で改革する時期に来ている。

当委員会としても、消防団の課題解決は最優先事項と認識し、意見交換を終了した。